

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率、公営企業会計の経営状況を判断する資金不足比率の令和5年度の算定結果を公表いたします。

算定した結果、いずれの値も適正な水準を保っています。

○ 健全化判断比率

	三 沢 市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	13.20%	20.00%
連結実質赤字比率	－	18.20%	30.00%
実質公債費比率	9.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	58.8%	350.0%	

※1 『実質赤字比率』の『－』は、実質赤字額がないことを示します。

※2 『連結実質赤字比率』の『－』は、連結実質赤字額がないことを示します。

○ 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
三 沢 市 水 道 事 業 会 計	－	20.0%
三 沢 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計	－	
三 沢 市 立 三 沢 病 院 事 業 会 計	14.3%	
三 沢 市 食 肉 処 理 セ ン タ ー 特 別 会 計	－	

※1 『資金不足比率』の『－』は、資金不足額がないことを示します。